

平 24 福情答申第 2 号

平成 24 年 6 月 5 日

福岡市長

高島 宗一郎 様

(東区地域整備部維持管理課)

福岡市情報公開審査会

会長 川 副 正 敏

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例 (平成 14 年福岡市条例第 3 号) 第 20 条第 2 項の規定に基づき、平成 23 年 10 月 3 日付け東区維第 264 号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

「箱崎阿恵線工事の工事区域にある町内会長と障がい者団体からの同意書。町内会長と障がい者団体が同意した旨を東区維持管理課から第三者へ伝えることへ同意した文書」の非公開の件

答 申

第 1 審査会の結論

「箱崎阿恵線工事の工事区域にある町内会長と障がい者団体からの同意書。町内会長と障がい者団体が同意した旨を東区維持管理課から第三者へ伝えることへ同意した文書」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が保有していないことを理由として行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第 2 異議申立ての趣旨及び経過

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成 23 年 8 月 26 日付けで実施機関が異議申立人に対して行った本件決定を取り消すことを求めるというものである。

2 異議申立ての経過

(1) 平成 23 年 8 月 24 日、異議申立人は実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成 14 年福岡市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。

(2) 平成 23 年 8 月 26 日、実施機関は本件対象文書については保有していないことを理由に条例第 11 条第 2 項の規定により非公開決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(3) 平成 23 年 9 月 27 日、異議申立人は本件決定について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人及び実施機関の主張等の要旨

1 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書、平成 24 年 1 月 31 日の当審査会第 2 部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

(1) 本件請求文書の不存在について

実施機関が課長名で送付した文書に町内会長及び障がい者団体から問題ないとの回答を得ていると記載があったが、本件請求で問題としているのは、箱崎阿恵線において、横断歩道に水が溜まって渡れないという人命に関わる問題であり、回答についての関係文書が存在しないことは不当である。

(2) 弁明意見書について

実施機関は、弁明意見書で自らが責任を持って判断すると回答している。しかし、実際には横断歩道の幅、青信号の時間等を把握していない。そのうえ、本件にかかる処理を軽微な事案とするのは人権侵害である。政令市である福岡市の市長名で提出された文書としてはあまりに杜撰である。

(3) 公文書の偽造について

異議申立人は、当該障がい者団体に確認をしたが、団体の会長は当該道路が現状で問題ないと回答したことについて、了解した覚えはないと明言していた。にもかかわらず、実施機関が、了解を得ている旨の回答を異議申立人に送付してきたのは、公文書の偽造であり、真偽を調査してほしい。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成 23 年 12 月 22 日の当審査会第 2 部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

実施機関が行った非公開決定は、実施機関が、請求を受けた公文書を作成していないとの理由から、条例に基づいて判断したうえで行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 本件対象文書について

本件請求の前段として、箱崎阿恵線の維持管理において、異議申立人より当該道路には水が溜まる欠陥がある旨の主張がなされており、実施機関としては道路に欠陥はない旨の回答を繰返し行っていた状況があ

る。そのため、実施機関としては、第三者の意見も参考にするために、地元町内会長及び近隣の障がい者団体から意見を聴取した経緯があり、異議申立人が公開を求めている本件対象文書は、実施機関が異議申立人の主張に対し文書にて回答するにあたり、地元の町内会長と障がい者団体の代表者に同意書を取った旨の記載をしているとして、その同意書と、同意した旨を異議申立人へ伝えることへの同意をした文書である。

(3) 非公開理由(対象文書不存在)について

今回の地元町内会や障がい者団体への意見聴取は、道路に欠陥があるとの異議申立人の指摘を受けて、道路の維持管理を所管する実施機関が、その安全性を責任を持って判断する立場から、あくまで参考として確認を行ったものである。

福岡市公文書の管理に関する規則では、事案の処理にかかる意思決定及び報告は公文書を作成することにより行わなければならないが、処理にかかる事案が軽微な場合は例外として作成が義務付けられていない。

そして、本件については、地元町内会や障がい者団体の同意がなければ実施機関として判断ができないものではなく、業務上支障も生じないため、公文書を作成する必要はなかった。そのため、異議申立人が主張するような文書を実施機関は保有しておらず、今回の非公開決定を行ったものである。

第4 審査会の判断

上記の異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 はじめに

異議申立書及び当審査会における口頭意見陳述の内容を総合して判断すると、異議申立人は、本件非公開決定となった対象文書の公開を求めているが、あわせて、背景にある、都市計画道路箱崎阿恵線の道路の維持管理に関して、実施機関が同人に対して行った回答文書の記載内容の真偽等について不服を述べている。当審査会は、もとより、公文書の内容そのものの真偽については論じる立場にはないが、例えば、公文書の存否の妥当性の判断をする場合には、背景的事情を看過できないこともあるから、以下においては、まず、異議申立人の請求内容をふまえて、異議申立人の請求

内容に関係がある文書を慎重に特定したうえで、次に、その存否等について検証することとする。

2 本件対象文書について

異議申立人及び実施機関の主張から判断するに、実施機関が特定した本件対象文書については、「障がい者団体及び町内会長からの同意文書 平成 23 年 6 月 1 日付けで東区維持管理課長から〇〇〇氏へ送付した文書に、障がい者団体及び町内会長が同意した旨を記載することを同意した文書」となっている。もともと、「東区維持管理課長から〇〇〇氏へ送付した文書」上は、「町内会長及び障がい者団体、それぞれに現地の状況のご説明をさせて頂き、現状は特に問題ないとの回答を頂いております」との記載であって、当該文書上には「同意」との表現はないことが認められる。しかしながら、「現状は特に問題ないとの回答」がこれに相当するものと解されるから、仮に本件の請求対象となる公文書を実施機関が保有しているとするれば、以下の内容を含む文書として存在するものと考えられる。

- (1) 実施機関が異議申立人へ回答を行うにあたり、地元町内会長及び障がい者団体(以下「関係団体」という。)に意見聴取を行うに至った経緯。
- (2) 当該道路の安全性について、関係団体との協議内容。
- (3) 関係団体から実施機関への意思表示の内容。

3 公文書の存否等について

まず、本件対象文書の特定については、前記 2 で述べた内容に関係する文書であるものとして、見分を行った。しかしながら、これらの内容がわかる文書に相当するものは見受けられず、実施機関の説明でも、関係団体とのやりとりは口頭でのみ行い、文書は徴していないとのことであるから、本件対象文書、すなわち前記 2 で述べた内容を含む文書は存在しないものと判断せざるを得ない。

次に、そもそも本件対象文書を作成すべきであったかどうかについて検討するに、福岡市公文書の管理に関する規則（平成 14 年 4 月 25 日規則第 82 号。以下「公文書管理規則」という。）第 6 条は、次のように規定している。すなわち、事案の処理に係る意思決定及び報告は、公文書を作成することにより行わなければならない（第 1 項本文）、例外として作成が義務づけられないのは、「(1) 処理に係る事案が軽微なものであるとき」と「(2) 意思決定又は報告と同時に公文書を作成することが困難であるとき」である（同項ただし書）。

このうち「軽微なもの」とは、文書を作成しなくても職務上支障が生じないような場合が挙げられる。

このように、公文書管理規則は、個別の対応を逐一、公文書として作成又は取得することまでも義務づけたものではない。本件においては、異議申立人からの指摘を受けた実施機関が、道路利用の観点で整備の必要性があるのかを判断する際の参考意見として聴取し、関係団体からは「現状は特に問題ない」との意見であったものと認められる。そして、この程度の意見内容であったことから、実施機関としては、文書としてそれ以上記録するまでもなく、職務上支障はないと判断したものと解され、これを不合理であるとはいえない。よって、当該文書が作成されていないことをもって不当とすることはできないものとする。

4 その他の主張について

異議申立人は、その他、公文書偽造である旨や本件道路の維持管理のあり方そのものに関して意見を述べているが、これらの主張自体は、上記の公文書の存否等に関する当審査会の判断を左右するものではない。

以上により、本件決定について「第1 審査会の結論」とおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成23年10月4日	実施機関からの諮問
平成23年10月26日	実施機関が弁明意見書を提出
平成23年12月22日(第2部会)	実施機関より意見聴取
平成24年1月31日(第2部会)	異議申立人及び補佐人より意見聴取
平成24年2月23日(第2部会)	審議

平成24年 4 月 26日 (第 2 部会)	審議
------------------------	----

第 6 答申に関与した委員

川副正敏，井上禎男，勢一智子，安河内恵子